

# 福井県立勝山高等学校 いじめ防止基本方針

令和 2年8月17日改訂

## 1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

## 2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ、相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

## 3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる生徒」の育成

### (1) 自己肯定感を高める教育の推進

ホームルーム活動や学校行事学年集会、全校集会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

### (2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

## 4 いじめの未然防止

### (1) 教育相談体制の充実

担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

### (2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてST、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。生徒会活動として、生徒からの呼びかけの機会も検討する。

SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し、生徒への注意喚起に努める。

### (3) 特別な配慮が必要な生徒への支援

発達障害を持つ生徒、帰国子女、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒などに対して、特性をふまえた適切な支援を行う。

## 5 いじめの早期発見

### (1) 自己チェック・質問シート活用

いじめアンケート、hyper-QU、今未来手帳の活用、個人面談、保護者面談を実施し、情報収集に努める。

### (2) 保護者との連携

家庭生活における生徒の変化を見逃すことがないように、日頃から保護者との情報交換を密にする。

### (3) 外部機関との連携

勝山・大野警察署、スクールサポーター、奥越青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換を行う。

## 6 いじめの早期解決に向けた組織的な対応

### (1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

### (2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と事案対応について十分な説明を行い、解決にむけた今後の指導についての協力を得る。

### (3) 外部機関との連携

勝山・大野警察署、スクールサポーターや奥越青少年愛護センター、スクールソーシャルワーカー、医療機関、地方法務局等の外部機関と連携して適切な措置をとる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および勝山警察署等へ報告する。

## 7 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ問題対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成

・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、クラス担任

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

## 8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 県教育委員会が設置する「いじめ調査専門委員会」の調査に協力する。

## 9 学校評価における留意事項等

学校評価の中で、「生徒の人権意識や規範意識が高まるように指導を行う。」という目標について、教員が「人権や生命を尊重する心を育てる」、生徒が「思いやりを持って学校生活を送る」、保護者が「学校はいじめ防止の取り組みを行っている」という項目により、本校のいじめに関する取り組みを評価する。